

災害時医療救護活動ガイドラインの策定

参考資料2

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、東京都防災会議が平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」と同程度の規模の地震など、地域における医療機能が低下した場合に必要な医療救護活動について、都の方針を示したものです。
東京都地域防災計画で定める医療救護活動を具体化したものとして、大規模な風水害等の災害があった場合にも準用します。

2. ガイドラインの構成

第1章 災害医療体制の基本事項

東京都全域、二次保健医療圏、区市町村を単位とした災害医療体制の概要や各機関の役割について記載

第2章 各論Ⅰ：発災直後～超急性期・急性期

発災直後の限られた医療資源を最大限に活用できるように、各機関の標準的な活動方針について記載

第3章 各論Ⅱ：亜急性期～慢性期・中長期

医療対策拠点が開鎖されて以降の医療救護活動について記載

第4章 様式・資料編

医療救護活動に必要な様式、関係機関名簿、トリアージハンドブック(抜粋)について記載

第5章 広域災害救急医療情報システム(EMIS)

平成26年8月に改定されたEMISの操作方法について記載

3. 災害医療体制の基本事項

(1) 二次保健医療圏を単位とした災害医療体制の導入

被災者に最も身近な区市町村と広域的な医療救護活動を担う都を単位として構成

迅速かつ的確に区市町村を支援できるように、二次保健医療圏を単位とした災害医療体制を新たに導入

(2) 災害医療コーディネーターの指定

都または区市町村が指定する災害医療コーディネーターに医療救護に必要な情報を集約一元化

種別	役割
東京都災害医療コーディネーター	東京都災害対策本部に参集し、都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師(平成27年3月現在 医師3名を指定)
東京都地域災害医療コーディネーター	各医療圏の地域災害拠点中核病院に医療対策拠点を設置し、各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整する都が指定する医師(島しょを除き各1名)
区市町村災害医療コーディネーター	区市町村が設置する医療救護活動拠点等に参集し、区市町村内の医療救護活動を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う区市町村が指定する医師

4. これまでの検討過程

(1) ワーキンググループによる検討

災害時医療救護活動ガイドライン・ワーキンググループを設置し、医療救護所、受援体制、情報連絡体制等について具体的に検討(平成25年度から計6回開催)

(2) 東京都災害医療協議会による承認

関係機関の代表者で構成する東京都災害医療協議会を平成27年3月27日に開催し、災害時医療救護活動ガイドライン(案)を承認

5. ガイドラインのポイント

(1) 医療救護所

- ・医療救護所を緊急医療救護所と避難所医療救護所に分類
- ・傷病者をできるだけ対応可能な病院に近接する緊急医療救護所に集めていく方針を明記
- ・医療救護所の標準的な体制をフェーズ別(急性期まで・亜急性期以降の2区分)に整理

(2) 受援体制

- ・都医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班の派遣要請手続きを整理
- ・全国のDMATの参集方法として、参集経路別の拠点や都内に参集するまでの流れ
- ・都内に参集するDMATの参集方法別の活動方針
- ・各医療圏の地域災害医療コーディネーターによる医療チームの配分調整

(3) 情報連絡体制(EMIS)

- ・被害状況報告、医療チームの派遣要請・決定、傷病者の受入・搬送調整などの情報連絡系統
- ・新たなEMISを活用して、病院や医療救護所の状況について情報共有

6. ガイドラインの検証

(1) ガイドラインの検証

- ① 東京都災害医療協議会の最終修正意見を取りまとめ
- ② 平成27年度中の各種訓練を通じガイドラインを検証
- ③ 訓練企画・運営を通じ、関係機関とガイドラインの細部を調整
- ④ 上記①～③を踏まえて、必要により、ガイドラインを修正

(2) 検証スケジュール

- ① 東京都・九都県市総合防災訓練 (9/1 立川)
- ② 内閣府広域医療搬送訓練 (9/1 羽田空港 他)
- ③ 島しょ総合防災訓練 (10/28 三宅島)
- ④ 日本DMAT関東ブロック訓練 (平成28年1月下旬 訓練場所未定)